Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-04-30

Book Review「法」をめぐる日中の認識のギャップはどこから来るのか[中国法制史 寺田浩明・著, 専制国家史論 : 中国史から世界史へ 足立啓二・著]

梶谷, 懐

(Citation)
外交,49:140-143

(Issue Date)
2018-05

(Resource Type)
journal article

(Version)
Version of Record

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/90005029

「法」をめぐる日中の認識のギャップはどこから来るのか

【選評】
神戸大学大学院教授
梶谷懐

中国法制史
寺田浩明・著
東京大学出版会／2018年1月／4200円＋税

日本社会と、中国、韓国などの近隣国の社会とでは「法」に関する感覚が違う、そういった漠然とした思いを抱いている人は多いだろう。

記憶に新しいところではこんな事例がある。二〇一六年一一月に東京で中国人の男が中国人留学生の女性を殺害するという事件が起きた。すぐに犯人の男は警察に逮捕され、翌年一二月には裁判が行われた。日本ではありふれた殺人事件として大きな話題とはならなかったが、中国社会では、被害者の母親が中国版ツイッターの「微博（ウェイボー）」を通じて被告の死刑を求める署名活動を展開し、四〇〇万人を超える署名を集めたこともあり、多くの人の関心を呼ぶトップニュースとして扱われた。

東京地裁の公判が行われた日には、東京駐在、あるいは本国から駆けつけた中国メディアのレポーターが地裁前に詰めかけたという。地裁が被告に懲役二〇年を言い渡すと、中国メディアは被告の死刑を求め、日本の司法制度を批判する「民意」の存在をこぞって伝えた。

被害者の母親の無念はともかく、法で定められた量刑に従って判決を下し

た司法制度を批判し、「民意」を汲む形で死刑判決を求める中国のメディアや市民たちの姿勢には、多くの日本人が違和感を抱くだろう。いかなる犯罪者といえども基本的人権があり、法律に基づかない恣意的な「民意」によって裁かれてはならない、というのが現代日本社会に生きる私たちにとっての「常識」だからだ。なぜ、このような意識のギャップが生じてしまうのだろうか。その背景として、日本社会と中国社会における「法」というものの位置づけの違いがある、と筆者は考えている。

西洋の「ルール」、中国の「公論」

京都大学などで長年中国法制史の研究を続けてきた碩学、寺田浩明氏による待望の単著『中国法制史』は、明清期契約文書の解読を通じた伝統中国における法制度の分析をベースに、西洋と中国における伝統的な「法」に対する考え方の違いを鋭く描き出した、現代の中国社会を理解する上でも必読の書である。

同書によれば、中国における伝統的な法概念の下では、個別の案件における情理にかなった公平な「裁き」は、個別の事情や社会情勢によって異なるべきであり、それらの事情を考慮せず、機械的にルール＝国法を適用することはむしろ忌避された。

そこでは、世の中の道理をわきまえ、「みんなの利益」を実現するすべを知っている公平有徳な大人（たいじん）が、天の理と人の情にかない、万人が納得するようなロジック（公論）を導き出すことこそが理想的な「裁き」のあり方とされたからである。これは、個別案件とは独立した客観的な「ルール」が存在しており、裁判を通じてその客観的な「ルール」が個別事案に適応され、強制的に実現されていく、という西洋近代における「法」概念とは著しい対照をなす。著者はこのような伝統中国における法概念を、西洋由来の「ルールの法」に対し、「公論としての法」と呼んでいる。

さらに、本書が中国理解のために必読であるゆえんは、このような「法」の社会に占める位置づけから生じてくる、西洋あるいは日本とは異なる中国社会のさまざまな特質についても、子細にこれを記述し、分析を加えている点である。

例えば、本書において伝統中国の社会秩序は、あくまでも経済利益によって支えられた個別的な契約関係の「束」として形成され、強固な団体的な結びつきを欠いた「持ち寄り型の秩序」として理解される。これを伝統的な農村社会についてみれば、かつての西洋ならびに日本において存在していたよう

な「村落共同体」の欠如によって特徴づけられる。このような個別的な契約関係を「持ち寄る」ことによって秩序が保たれている社会のあり方は、明らかに「法」が個別の事情や社会情勢を超えた一般的なルールとして機能する契機を欠いた、前述の「公論としての法」のあり方に対応している。

また、このような社会秩序の下では、公権力と社会との関係性も、西洋社会におけるそれとは自ずから違ったものとならざるを得ない。すなわち、後者では社会の中にある規則性を市民たちが自覚的に取り出して明文化し、それを自らも従うべき規範として公権力が再定位するという一連のプロセスに権力の存立基盤が見いだされる。このような西洋起源の「治者と被治者の一体性」を前提とした社会に対し、法秩序があくまでも「個別的案件の持ち寄り」として処理され、その「公平性」のよりどころを公平有徳な大人、という個別的・属人的な存在に依拠してきた伝統中国社会では、市民が、一般的な「法」によって公権力を縛る、という発想自体が生まれようもなかったからである。

「専制国家」論の現代的射程

さて、近代国家が成立するにつれて、もちろん中国社会でも近代法が導入されるが、その体系が社会全体を覆い、万人を納得させるロジックになっているかどうかは疑わしい。現在でも、伝統中国における「公論としての法」の名残は社会のさまざまな局面で垣間見られる。しばしば指導者の意向を反映した政治キャンペーンが法律よりも効力を発揮したり、「公正」さを求める民衆の直接行動が法廷への提訴ではなく、上級官庁・中央官庁への陳情（信訪）という形をとったりすることはその一例である。

冒頭にあげた日本での殺人事件に関する判決に対し、中国の市民たちが示した不満も、ルールを機械的に当てはめ、具体的な当事者の思いや「情理」に耳を傾けようとしない近代的な量刑法定主義に対する根強い不信を表したものと見ることができる。またそのような姿勢を示したのがある程度の学歴を持った都市における中間層であるということが、問題の深刻さを物語っていよう。それは近年の中国社会におけるいわゆる人権派弁護士への弾圧の苛烈さと、そのことに対する中国人、特に中間層の関心の低さと表裏一体になったものだからだ。

このような事件に端的に表れている日本社会とは異質な「中国の論理」を理解する上で、本書以外にも日本における中国史研究の成果から学ぶべき点は多い。中でも、このたび復刊され

た足立啓二氏の『専制国家史論』は、一九九八年の旧版刊行以来、中国社会の本質を鋭く切り取った著作として世評の高い一冊である。同書によれば、領域内の私的土地所有に基づく社会勢力が、国家権力と一定の緊張関係を保ちながら公共サービスの提供などの「自治」を行ってきたのが西洋・日本の前近代における「封建社会」の基本的な性質である。それに対し、中国は歴史の早い段階で国家が唯一の権力基盤ならびに公共サービスの担い手としてそびえたち、それに対抗するような団体や権力が社会の中に形成されない「専制国家」を作り上げてきた。

このような中国社会の本質を「専制国家」として理解することは、必ずしも「中国停滞論」の立場をとることを意味しない。それは、中国が今なお「党」に権力を集中させた専制国家としての性質を保持しながら、自由闊達な経営者や起業家たちを輩出している現状に照らしてみれば明らかだろう。

根幹概念の相違をふまえて

超大国としての地位を確立しつつある中国と今後どう付き合っていくのか。この難問を考える上ではまず何より、かの国が「法」や「国家」「権力」といった社会の根幹をなす概念のとらえ方が、日本に住む私たちがなじんだものとは大きく異なっている、一筋縄ではいかない「他者」であるということを、深く認識しておく必要があるのではないだろうか。●

専制国家史論
中国史から世界史へ
足立啓二・著
ちくま学芸文庫／ 1200 円+税